② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和５・６年度競争参加資格における「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上であること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）

⑷ 施工実績　平成20年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

① 単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績１　以下の①又は②の工事

① 鋼製フィンガージョイントの新設工事

② 鋼製フィンガージョイントに取り替えた工事

求める実績２　鋼斜張橋の上部工を新設又は補強した工事

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する代表者以外の場合

求める実績　伸縮装置の新設又は既設伸縮装置の取り替えを行った工事（伸縮装置のタイプは問わない。）

・施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成20年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。

・施工実績が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関※が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

※公共工事発注機関とは、国、地方公共団体又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第２条第１項に定める法人をいう。以下同じ。

・求める実績１、求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とし、同一工事でも良い。

・特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

⑸ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹ 特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

② 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺ 本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑻ 入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の落札方式は、企業の評価（施工実績等）及び簡易な施工計画（以下単に「施工計画」という。）の評価から付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点から算出した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。

⑵ 評価項目及び評価指標

ア）企業の評価について

評価項目①　同種工事の施工実績　公共工事発注機関又は調達機関※が発注した工事で、平成30年度以降に元請としてしゅん功した同種工事の施工実績

※調達機関とは、「政府調達に関する協定を改正する議定書の附属書」第一条（ｏ）に示す機関をいう。以下同じ。

評価指標　優：鋼製フィンガージョイントに取り替えた工事　良：鋼製フィンガージョイントの新設工事　可：上記に該当しない

評価項目②　同種工事の施工実績件数　公共工事発注機関又は調達機関が発注した工事で、平成30年度以降に元請としてしゅん功した同種工事の施工実績件数

評価指標　鋼製フィンガージョイントに取り替え又は新設を行った工事の施工実績件数　優：２件以上有り　良：１件有り　可：上記に該当しない

評価項目③　企業体制（安全）　労働安全衛生マネジメントシステムの取組状況

評価指標　労働安全衛生マネジメントシステムの認証状況についての評価　有：ＩＳＯ45001、ＣＯＨＳＭＳのいずれかを認証取得済　無：いずれも未取得

評価項目④　企業体制（品質管理・環境）　品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

評価指標　ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況について評価　優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方を認証取得済　良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかを認証取得済　可：いずれも未取得

・評価項目に関する証拠書類の写しを技術資料に併せて提出すること。

・特定建設工事共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。

・評価項目①及び②に対して特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。（乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。）

・評価項目①に対して代表的な工事１件の資料を提出すること。なお、複数の評価項目に対し、同一の工事によるものであっても差し支えない。

・評価項目③の企業体制（安全）の評価項目及び評価項目④の企業体制（品質管理・環境）の評価項目がある場合は、いずれも申請者が取得している認証が評価指標に該当し、かつ、認証を受けた活動範囲が本工事に係る内容を含むものに限り評価する。

イ）施工計画の評価について

評価項目①　伸縮装置の設置における品質管理に関して、施工計画書の作成時に配慮すべき留意点

評価項目②　伸縮装置の撤去作業における安全管理に関して、施工計画書の作成時に配慮すべき留意点

評価指標　優：本工事の特徴を踏まえた適切かつ具体的な留意点の記述がある　良：一般的な留意点の記述がある　可：上記に該当しない　不適格：施工計画が未提出又は白紙

・施工計画の評価は、評価項目に示す内容について施工計画書を作成する際に「配慮すべき留意点」が適切かつ具体的に記